



名護労働基準監督署発表  
令和6年8月1日

【照会先】名護労働基準監督署  
署長 上原 周  
○監督・安衛課長 酒井 悠太  
電話 0980-52-2691

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～足場を用いて作業を行う際、安全に昇降するための  
設備等を設けなかった疑い～

名護労働基準監督署（署長：上原<sup>うえはら</sup> 周<sup>ひろし</sup>）は、本日、法人及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで那覇地方検察庁名護支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和6年1月15日、沖縄県名護市に所在するビル改修工事現場において、労働者に高さが1.5メートルをこえる箇所で作業させる際、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなかった疑い。

### 1 被疑者

(1) 有限会社銘苺工業<sup>めかるこうぎょう</sup>

所在地：沖縄県国頭郡金武町

事業内容：建設工事業

(2) 代表取締役 A（40歳代、男性）

### 2 違反被疑条文

被疑者有限会社銘苺工業、被疑者Aともに労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第21条第2項

労働安全衛生規則第526条第1項（昇降するための設備の設置等）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）（※別添「関連条文一覧」参照）

### 3 事件の概要

令和6年1月15日、沖縄県名護市に所在するビル改修工事現場において、有限会社銘苺工業の労働者に足場を使用させるに当たり、安全に昇降するための設備等を設けなかった疑い。

本件現場では、この足場を使用していた労働者が高さ10メートルから墜落し、同日死亡した災害が発生しました。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行う

ときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならないことが規定されていますが、被疑者有限会社銘苺工業は、自社の労働者が足場を使用するにあたり、安全な昇降設備等を設けることが作業の性質上著しく困難ではなかったにもかかわらず、安全な昇降設備等を設けずに作業を行った疑いがあるものです。

## **5 その他**

建設現場における高所からの墜落・転落災害は、死亡又は重篤な災害に結びつきやすいことから、労働災害防止の徹底を図るため、名護労働基準監督署では、引き続き現場への立入調査等を行っていくとともに、法違反を伴う死亡災害等の重大な事案については、書類送検を行うなど厳正に対処していく方針です。

## 関連条文一覧

### ○労働安全衛生法（昭和47・6・8 法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

#### 第二十一条

（第1項 略）

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五條又は第八十八條の二第四項の規定に違反した者  
（第2号～第4号 略）

（両罰規定）

第一百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十六条、第十七条、第十九条又は第二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

### ○労働安全衛生規則（昭和47・9・30 労働省令第32号）（抄）

（昇降するための設備の設置等）

第五百二十六条 事業者は、高さ又は深さが1・5メートルをこえる箇所で作業を行うときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りではない。

（第2項 略）